

資料－１

令和７年６月１８日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

【議事１】

鹿児島県連合会区漁業調整委員会の委員の選出に
ついて（協議）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務規程

昭和33年10月 6 日

鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示第 1 号

鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務規程を次のように定める。

鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務規程

(所掌事務)

第 1 条 鹿児島県連合海区漁業調整委員会(以下「連合委員会」という。)は、漁業法(昭和24年法律第267号)その他法令の定めるところにより、全海区の区域内における漁業に関する事項を処理する。

(事務所の所在地)

第 2 条 連合委員会の事務所は、鹿児島県商工労働水産部水産振興課内に置く。

(構成)

第 3 条 連合委員会は、委員 9 名をもつて組織する。

2 委員は、各海区漁業調整委員会の委員の中から、その定めるところにより選出された各同数の委員をもつて充てる。

3 連合委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、漁業法第151条において準用する同法第137条第 2 項の規定により、知事が選任した者をもつて充てる。

(職務権限)

第 4 条 会長は、会務を総理し、連合委員会を代表する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員があらかじめ互選した者が、定められた順序によりその職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、各委員の属する海区漁業調整委員会の定めるところによる。

2 委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(会議)

第 6 条 連合委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び第 4 条第 2 項の職務を代理する者がともに互選されていないか、若しくは欠けたとき、又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときの会議は、知事が招集する。

2 委員の 3 分の 1 以上の者から書面で会議に附議すべき事項を示して、会議の召集の請求があつたときは、会長は、その請求のあつた日から 7 日以内に、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ書面をもつて、会議に附議すべき事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、公衆の見やすい方法によつて、公示しなければならない。

第 7 条 連合委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 連合委員会の会議は、公開する。

第 8 条 連合委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限つて議決するものとする。

ただし、連合委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

第 9 条 委員は、会長の許可を受けて、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

2 前項の許可は、要求の順序によつてするものとする。

- 3 会長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後会長席に復さなければならない。

第10条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事に参加することができない。ただし、連合委員会の承認があったときは、会議に出席し発言することができる。

(議事録)

第11条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 連合委員会の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議決の結果
- (5) その他重要な事項

第12条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする。

第13条 議事録は、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

(事務局)

第14条 連合委員会の事務を処理するため、事務局を置き、事務局に次の職員を置くものとする。

- (1) 事務局長
 - (2) 次長
 - (3) 参与
 - (4) 書記
- 2 事務局長は、会長を補佐し、連合委員会の事務を掌理する。
- 3 次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときその職務を代理する。
- 4 事務局長は県商工労働水産部水産振興課の資源管理監を、次長は水産振興課の課長補佐及び漁業調整係長を、参与は水産振興課の技術補佐、漁業監理係長及び水産企画普及係長をもつて充てる。
- 5 書記は、会長が任免する。

(規程の改正)

第15条 この規程の改正は、連合委員会の議決により行うものとする。

(雑則)

第16条 前各条に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和33年9月11日から施行する。
- 2 鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務規程(昭和25年9月5日鹿児島県連合海区漁業調整委員会議決)は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際、書記の職にある職員は、別に辞令を発せられない限り第4条の規定による書記に任命されたものとみなす。

附 則(昭和51年鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示第1号)

この規程は、昭和51年9月6日から施行する。

附 則(平成16年4月30日鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示第16-1号)

この規程は、平成16年4月30日から施行する。

附 則(平成22年10月26日鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示第22-1号)

この規程は、平成22年10月26日から施行する。

附 則(令和2年11月27日鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示第2-1号)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

奄美大島海区漁業調整委員会事務規程

昭和34年 2 月 27 日

奄美大島海区漁業調整委員会告示第 1 号

(所掌事務)

第 1 条 奄美大島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、漁業法(昭和24年法律第267号)その他の法令の定めるところにより、鹿児島海区の区域内における漁業に関する事項を処理する。

(事務所の所在地)

第 2 条 委員会の事務所は、鹿児島県大島支庁内に置く。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員10名をもつて組織する。

- 2 委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、委員の中から、知事が選任した者をもつて充てる。
- 3 専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 4 専門委員は、学識経験がある者の中から、知事が選任する。

(事務局)

第 4 条 委員会の事務を処理するため、事務局を置き、事務局に次の職員を置くものとする。

- (1) 事務局長
- (2) 次長
- (3) 書記

- 2 事務局長は、会長を補佐し、委員会の事務を処理する。
- 3 事務局長は鹿児島県大島支庁農林水産部林務水産課長をもつて充て、次長は鹿児島県大島支庁農林水産部林務水産課水産係長をもつて充てる。
- 4 書記は、会長が任免する。

(職務権限)

第 5 条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員があらかじめ互選した者が、定められた順序によりその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び前条第 2 項の職務を代理する者がともに互選されていないか、若しくは欠けたとき、又は会長及びその職務を代理する者にとともに事故があるときの会議は、知事が招集する。

- 2 会長(会長及びその職務を代理する者がともに欠けたとき、又は会長及びその職務を代理する者にとともに事故があるときは知事)は、委員の 3 分の 1 以上の者から、書面で会議に附議すべき事項を示して、会議の招集の請求があつたときは、その請求のあつた日から 7 日以内に、会議を招集しなければならない。

- 3 会長(会長及びその職務を代理する者がともに欠けたとき、又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときは、知事)は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ書面をもつて、会議に附すべき事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、公衆の見やすい方法によつて、公示しなければならない。

第7条 委員会は、定員の過半数に当る委員が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、法令に特別の定がある場合のほか、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 委員会の会議は、公開する。

第8条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限つて議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

第9条 委員は、会長の許可をうけて、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。

- 2 前項の許可は、要求の順序によつてするものとする。
- 3 会長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わつた後、会長席に復さなければならない。

第10条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事に参与することができない。ただし、委員会の承認があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(議事録)

第11条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 委員会の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議決の結果
- (5) その他重要な事項

第12条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする。

第13条 議事録は、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

(連合海区委員の選出及び任期)

第14条 漁業法第147条の規定によつて、連合海区漁業調整委員会が設置された場合、本委員会を代表する委員は、委員が互選するものとする。

2 前項の委員の任期は4年とする。

(規程の改正)

第15条 この規程の改正は、委員会の議決によつて行ふものとする。

(雑則)

第16条 前各条に定めるもののほか議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和34年2月13日から施行する。
- 2 奄美大島海区漁業調整委員会事務規程(昭和29年9月2日奄美大島海区漁業調整委員会議決)は廃止する。
- 3 この規程の施行の際書記の職にある職員は、別に辞令を發せられない限り第4条の規定による、書記に任命されたものとみなす。

附 則(昭和51年10月18日奄美大島海区漁業調整委員会告示第1号)
この規程は、昭和51年10月18日から施行する。

附 則(昭和55年3月10日奄美大島海区漁業調整委員会告示第1号)
この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年10月26日奄美大島海区漁業調整委員会告示第62-1号)
この規程は、昭和62年9月22日から施行する。

附 則(令和2年11月27日奄美大島海区漁業調整委員会告示第2-2号)
この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則(令和7年5月23日奄美大島海区漁業調整委員会告示第7-1号)
この規程は、令和7年5月23日から施行する。